

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する 政令(案)等に対する意見募集の結果について

令和 8 年 9 月 16 日
財務省国際局調査課

令和 8 年 7 月 3 日（金）付けで「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）等」に対する意見募集を行ったところ、52 件のご意見が寄せられました。

寄せられたご意見の概要及びご意見に対する考え方を別紙 1 のとおり公表いたします。なお、意見募集の対象及びこれに関連する事項を整理のうえ、お示ししております。

本政令等につきましては、令和 8 年 9 月 16 日（水）に公布いたしました。
ご協力いただき、誠にありがとうございました。

1. 実施期間等

（１）意見募集期間

令和 8 年 7 月 3 日（金）～令和 8 年 8 月 2 日（日）

（２）実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載及び財務省ウェブサイトに掲載。

（３）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵送。

2. ご意見の総数

52 件

3. 寄せられたご意見の概要及びご意見に対する考え方

寄せられたご意見の概要及びご意見に対する考え方は（別紙 1）のとおりです。

寄せられたご意見を踏まえて、意見募集時の案より変更を行いました箇所は、（別紙 2）のとおりです。意見募集時の案と公布された政令等との差異については（別紙 3）のとおりです。

4. 本件に関するお問い合わせ先

財務省国際局調査課投資企画審査室
電話番号：03-3581-4111（内線：6190/69585）

【別紙1から別紙3までにおける略語】

法 : 「外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）」

F E F T A : Foreign Exchange and Foreign Trade Act (Act No. 228 of 1949)

新 法 : 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）
による改正後の外国為替及び外国貿易法

新 外 為 令 : 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正後の外国為替令

直 投 令 : 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）

新 令 : 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正後の対内直接投資等に関する政令

直 投 命 令 : 対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）

新 命 令 : 対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令による改正後の対内直接投資等に関する命令

指定業種告示① : 対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件等の一部を改正する告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

指定業種告示② : 対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件等の一部を改正する告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

コア業種告示① : 対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件等の一部を改正する告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

コア業種告示② : 対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件等の一部を改正する告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第四条の三第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

基準告示① : 対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件等の一部を改正する告示による改正後の外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準

基準告示② : 対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件等の一部を改正する告示による改正後の外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準

新告示（技術・情報） : 対内直接投資等に関する命令第三条第二項及び第六項、第三条の二第四項、第四条第三項並びに第四条の三第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件

新告示（特定技術） : 対内直接投資等に関する命令第三条第十四項の規定に基づき、財務大臣及び経済産業大臣が定める特定技術を定める件